

学校法人千代田学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人千代田学園(以下「法人」という)の寄付行為第37条の規定に基づき、役員の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態の役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬及び手当等は、役員としての職務執行に対して支給するものである。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事には役員報酬を支給しない。
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事が、学園からの依頼によりその職務を執行した場合は、実費弁償を含めて報酬等を支給する。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、職務執行後速やかに支払うものとする。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員が理事会に出席した場合の報酬は、実費弁償も含めて日当10,000円と源泉所得税相当額とする。

(非常勤役員の手当)

第6条 非常勤役員の監査業務、出張、研修会の手当は、実費弁償及び日当10,000円と源泉所得税相当額とする。

(退職功労金)

第7条 退職功労金は、次のとおりとする。

- (1) 退任した非常勤役員に対して4年間を一任期とし、一任期を50,000円と査定して支給する。
- (2) 常勤役員に対しては、前項の規定は適用しない。

(公表)

第8条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第63条第2項第4号に定める報酬等の基準として

公表する。

（規程の改廃）

第9条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聞いた上で理事会の決議を経るものとする。

（細則の制定）

第10条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を定めることができる。

附 則

1. この規程は、1988（昭和63）年12月1日から施行する。
2. この規程は、2007（平成19）年3月31日に一部改正する。
3. この規程は、2008（平成20）年4月1日に一部改正する。
4. この規程は、2020（令和2）年4月1日に一部改正する。
5. この規程は、2022（令和4）年4月1日に一部改正する。
6. この規程は、2025（令和7）年4月1日に一部改正する。